

## 第2回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和4年5月10日(火) 15:00~16:30

2. 開催場所 役場本庁2階 庁議室

3. 出席委員 (17名)

早川 忠博 会長	友清 茂利 委員
平山 正和 会長代理	上野 弘 委員
山本 容子 委員	松本 一彦 委員 (欠席)
伊藤 幸市 委員	川波 邦臣 委員
村井 辰男 委員	内堀 誠 委員
高倉 博行 委員	平田 英司 委員
行武 太恵子 委員	平山 忠志 委員
内藤 茂正 委員 (欠席)	有田 和豊 委員
山下 英次 委員	倉掛 誠 委員
井上 治康 委員	

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和4年5月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

議案第5号 下限面積(別段の面積)の設定について

議案第6号 令和4年度春季農作業協定標準賃金について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

井上 治康 委員、 友清 茂利 委員

7. 事務局出席者

事務局長 堀内 明、 係長 徳永 理恵、 真鍋 翔太

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和4年度第2回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 なお、7番内藤委員と12番松本委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は定員19名中17名で過半数を超えておりますので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会長	議事録署名人の指名をいたします。9番 井上委員と10番 友清委員に申し上げます。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。  (報告第1号 番号1～番号10を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ、委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。  (質問なし)
議長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書4ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。  (報告第2号 番号1～番号5を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。

	<p>それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>議案第1号 令和4年5月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書6ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 令和4年5月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第1号 令和4年5月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書9ページをお開きください。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、10ページの調査書の番号1をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>

議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、10ページの調査書の番号2をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号2について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図4ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの調査書の番号3をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号3について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>

	(番号4を読みあげる)
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図5ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、11ページの調査書の番号4をご覧ください。この件につきまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号4について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p>
16番	<p>売買金額については、双方で話し合っているのですか。</p>
事務局	<p>はい。金額については双方話し合いで決めていただいています。</p>
16番	<p>誰かが仲介に入っていたりはしないのですか。</p>
事務局	<p>3条については当事者同士での話し合いになっていますが、農業委員さんに相談されることもあると思います。</p>
9番	<p>承認の印を押したときと売買金額が変わっているように見えるのですが。</p>
事務局	<p>反当りの金額と全筆の金額との表記の違いによるものと思われます。</p>
議長	<p>その他ご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第2号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書12ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は、現在住んでいるアパートが手狭となったために、申請地に木造平屋建て建築面積109.30㎡の自己の住宅を建築し、転居する計画です。申請地は整地・転圧により現況の高さより20cm低くし、境界にはコンクリートブロック2段を設置して土砂の流出を防ぎます。また、雨水については、前面の道路側溝に放流する計画です。</p>

	<p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法上の用途区域内の農地でありますので、第3種農地と判断できます。第3種農地の許可方針については、原則許可でありますので、自己用住宅用地としての転用は許可することができます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員は本日欠席となっております、報告については事務局に一任するとのことです。</p> <p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は、共同住宅1棟6戸を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。建物としましては、共同住宅、建築面積186.36㎡を建設する計画となっております。申請地は道路より低いため30cmの盛土を行い、北側の境界にはコンクリートブロック3段を設置して土砂の流出を防ぎます。また、雨水については、西側の道路樹に放流する計画です。なお、他の法令の許可等については、道路占用許可を申請し承認されています。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号2について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
8 番	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第3号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。建設業を営む譲受人は、事業拡大に伴い新たに当該地に支店を設置する計画です。東側水路との境界にはコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぎます。雨水については、集水桝、油水分離槽を設置し油の流出を防ぎます。なお、他の法令の許可等については、開発許可を申請中です。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側の農地に到達するまでに約500m以上迂回する必要があるため、容易に行き来できないため、分断された農地であり、当該地周辺は事業所が連坦しており相当数の街区を形成している区域内にある農地であることから、農地の区分は第2種農地と判断します。第2種農地の許可方針は、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することができない場合や集落に接続して設置する場合は、許可することができます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
14番	<p>問題ありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号4を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。不動産業を営む譲受人は、北側の雑種地786.26㎡と申請地を一体利用し、木造2階建て建築面積51.33㎡から57.96㎡の建築住宅を4棟建築する計画です。申請地には、境界にコンクリートブロックを新設し、東側水路に面した法面には張りコンを行い、土砂の流出を防ぎます。雨水については、雨水排水桝より既存の水路に放流する計画です。なお、他の法令の許可等については、法定外公共物占用許可申請をされています。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、不許可の例外規定に該当すると考えます。</p>

	<p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
9 番	<p>耕作放棄されて荒れていた農地になりますので、特に問題ないかと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号5を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。不動産業を営む譲受人は、申請地に隣接する宅地と一体利用し、宅地分譲用地24区画を整備する計画です。境界にはコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぎます。雨水については、新設の函渠型側溝及び西側に新設する溜枒から既存の水路に放流する計画です。なお、他の法令の許可等については、開発許可を申請中です。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法上の用途区域内の農地でありますので、第3種農地と判断できます。第3種農地の許可方針については、原則許可でありますので、自己用住宅用地としての転用は許可することができます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号5について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
16 番	<p>大規模開発になるので県の開発許可が必要になります。道路については、渋滞が懸念されるので地元と協議を行っています。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>



議 長	<p>議案第 3 号の番号 5 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 4 号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 1 4 ページをお開きください。</p> <p>議案第 4 号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求めます。</p> <p>(番号 1 を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 伊藤委員、井上委員 場所につきましては、別紙の位置図、2 1 ページをご覧ください。</p> <p>(番号 2 を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 内堀委員、上野委員 場所につきましては、別紙の位置図、2 2 ページをご覧ください。 以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 4 号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第 4 号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第 4 号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 5 号 下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 1 5 ページをご覧ください</p> <p>議案第 5 号 下限面積 別段の面積の設定について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます</p> <p>理由 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段の面積）については、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定、又は修正の必要性について審議することとなっていることから、令和 3 年度 下限面積（別段の面積）の設定について、以下のとおり提案いたします。</p> <p>別表 1 櫛木・三箇山・黒岩の下限面積 3 0 a 上記以外の地域 5 0 a 昨年度と同じ面積です。</p> <p>別段の面積については通常、農地の権利取得にあたっては、受け手（買い手）は、原則 5 0 a 以上（北海道は 2 ha 以上になりますが）、通常 5 0 a、5, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の耕作が要件となっています。ただし、地域の実情に応じて妥当と判断されるならば、農業委員会の判断によって下限面積を設定出来るようになっているため、山間地域については別途定めるものです。</p> <p>なお、下限面積の撤廃について法改正があるという情報がありますが、まだ現状では決定しておりませんので、情報が下りてきましたらお知らせさせていただきます。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>

議 長	議案第5号 下限面積 別段の面積の設定について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。
3 番	ハウスなどで、50aに満たない農地の購入を希望しているものについての対応はどうなりますか。
事務局	施設園芸などの30aや50aというのが厳しい条件になるものについては、農業委員会にその都度議題に挙げて検討していくことになると考えています。
3 番	総会で可決されれば問題ないということですか。
事務局	農業委員さんの了承を得ることができれば問題ないと思います。下限面積は一般的な米・麦・大豆や果樹を想定したものとなっているので、ハウス等については随時農業委員会で話をしてもらおうことになると思います。
3 番	始めたばかりでは資金等の問題も出てくると思われますので、無理なく農業を始められればいいと思います。
17番	近隣の市町村も同様の下限面積なのですか。
事務局	北海道以外については全国的に決まっています。ただ、近隣市町村でも山間部等で別段の面積を設定しているところはあるかと思います。
議 長	現在農地を借りて耕作している方から、新たに農地を購入し施設園芸を行いたいと考えているが、下限面積に満たないためどうしたら良いかと相談を受けたことがあります。総会に議題として挙げて判断をしていけばいいのではないかと話をしていますので、委員の皆さんも相談があったときはご対応をよろしくお願いします。
議 長	その他ご質問はありますか。  (質問なし)
議 長	ないようですので採決に移ります。 議案第5号に、賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	議案第5号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第6号 令和4年度春季農作業協定標準賃金について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書16ページをお開きください 議案第6号 令和4年度 春季 農作業協定 標準賃金について、本日付 会長名でございます。理由 令和4年4月19日の福岡県農業会議 朝倉支部総会 及び 春季農作業賃金改定協議で、令和4年度 春季農作業賃金が改定されたので承認を求めます。 筑前町 春季農作業協定 標準賃金表 金額につきましては、一覧表のとおりとなります。 一覧表を見ていただくとわかりますように、全体的に金額が上がっております。一般農作業、果樹作業につきましては、福岡県の最低賃金が前年より103.33%増となっておりますのでその上昇率を乗じた金額となっております。その他の作業につきましては、肥料や燃料等物価の上

	<p>昇率及び最低賃金の上昇率の平均 104.76%を乗じた金額となっております。 以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 6 号 令和 4 年度春季農作業協定標準賃金について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p>
1 6 番	<p>土壌改良剤の散布作業とありますが、たい肥の散布もこの作業に含まれますか。</p>
事務局	<p>一般的な作業のみ定めているので、専用の機械が必要な作業になりますと、別途個別の相談ということになるかと思えます。</p>
1 4 番	<p>土壌改良剤の散布よりもたい肥の散布の方が高い金額になります。</p>
議 長	<p>その他ご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第 6 号に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第 6 号は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第 5、次第 6、次第 7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第 5 その他</p>
事務局	<p>次第 6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第 7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これをもちまして、第 2 回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">1 6 : 3 0 終了</p>